

発議案第 1 号

有機フッ素化合物（P F A S）に関する対策の推進を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第1項の規定により、意見書を提出します。

令和7年5月29日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者 土 屋 裕 彦

賛成者 小 易 和 彦

伊 藤 仁

津久井 清 氏

水 町 元 大

松 原 美 子

山 中 優 宏

佐 藤 剛

提案理由

国に対し、P F A Sによる汚染状況や原因の究明、対策に対する支援等のほか、健康や環境への影響に関する情報の提供などを求めるものです。

有機フッ素化合物（PFAS）に関する対策の推進を求める意見書

現在、有機フッ素化合物（PFAS）の一種であるPFOS・PFOA等による汚染が、全国各地の地下水や河川、水道水などから確認されています。

特に、地下水等の暫定指針値や水道水の暫定目標値（いずれも50ng/L）を超えるPFOS・PFOA等が検出された地域では、関係自治体や住民からその影響を不安視する声があがっています。

現在、国においても、水道水に含まれるPFASの濃度を暫定目標値から水質基準に格上げし、2026年4月から水道事業者への検査を義務付けるとの報道もありますが、地下水等の水環境への対応は示されていません。

PFOS・PFOA等は、汚染原因の特定が困難であり、自治体単位での対応策には限りがあることから、国において、下記の項目について早急な措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 PFOS・PFOA等による地下水等の水環境や土壌の汚染状況を把握するとともに、汚染原因を究明し、その情報を開示すること。
- 2 PFOS・PFOA等の健康や環境等への影響について、最新の知見を集約し各自治体へ情報提供するとともに、影響が懸念される場合は、早急にその対策を検討し、必要な支援を行うこと。
- 3 各自治体が独自に実施する水質調査や健康調査、飲用水確保（上水道敷設等）など各種取組に関する財政支援を行うこと。
- 4 水道事業者への検査の義務付けにあたり、円滑な実施や水質基準を満たさない場合に早急な改善措置ができるよう官民間わず水道事業者への財政支援を行うこと。
- 5 水環境への対策として、PFOS・PFOA等の環境基準への位置づけについても、早急な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年5月29日

千葉県鎌ケ谷市議会

提出先

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
財務大臣	加藤 勝信 様
厚生労働大臣	福岡 資麿 様
防衛大臣	中谷 元 様
環境大臣	浅尾 慶一郎 様